

**記入例：  
世帯の一部**

# 住民票の写し等交付請求書

No.

受付 令和 年 月 日

- ◆太枠内を記入してください。該当するところに☑をしてください。
- ◆同一世帯員以外の方が代理で請求する場合は、請求する方本人が作成した委任状が必要です。

**① 窓口に来た方はどなたですか？ ◆窓口に来た方のご本人確認を行っております。**

住所	八戸市内丸1丁目1-1		
氏名 (署名)	ふりがな	はちのへ たるう	生年月日
	八戸 太郎		(大・昭・平) 50年10月10日
			電話
			090 - 0000 - 0000

窓口取扱者使用欄	
本人確認書類	
【1点確認】 免・個カ・パ 住基(写有) 学生証(写有・公立) 福祉(写有)・在留	
【2点確認】 (A) 保険証 印鑑証 年金手帳	(B) 診察券 カード バス券 学生証 通帳
【その他確認】 本人確認調査票 職員現認	
住民票の区分	
<input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 情報フラグ	
外国人固有項目	
<input type="checkbox"/> 国籍/地域 <input type="checkbox"/> 在留資格 <input type="checkbox"/> 第30条45区分 <input type="checkbox"/> 通称履歴	
代理権限の確認	
代理人 委任状 申立書 同居所別世帯 誓約書 法人等の第三者請求 社員証 契約書 成年後見人等 登記事項証明書	

**② どのような住民票が必要ですか？(すべて1通300円)**

どなたの	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口に来た方に同じ 八戸市
	生年月日 名日	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口に来た方に同じ (ふりがな) (大・昭・平・令) 年 月 日
		窓口取扱者使用欄 ②から見た①の続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 同居所別世帯 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 他( )

何通	世帯全員の住民票の写し	[ 通]	記載事項証明書(世帯全員)	[ 通]
	世帯の一部の住民票の写し	[ 1 通]	↓ 記載事項証明書(世帯の一部)	[ 通]
	必要の方の氏名: <input checked="" type="checkbox"/> ②に同じ、八戸 花子			[連・各]

追加で記載したい項目	必要ときだけ☑してください。☑がない項目は「省略」と記載されます。 (住所、氏名、生年月日、性別は常に記載されます。)	
	<input type="checkbox"/> 世帯主氏名と続柄	(世帯主、妻、子などと記載されます。)
	<input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者氏名	
	特別な項目	<input type="checkbox"/> マイナンバー (個人番号) [ 使用する手続きに○をしてください。 勤務先へ・学校へ・確定申告・他( ) ] <input type="checkbox"/> 住民票コード: 使用する手続きに○→年金現況届・年金裁定請求・国家資格試験・他( ) ※マイナンバー、住民票コードを記載した住民票を直接お渡しできるのは、本人・同一世帯員と一部の法定代理人のみです。それ以外は本人宛に郵送しますので、封筒と切手をお持ちください。

―― 以下は、来た方が本人・同一世帯員ではない場合に記入してください。 ―

**③ 請求理由を具体的に記入してください。 代理人(委任状をお持ちの方)は記入不要です。**

例) ○○の手続きのため○○に提出

**④ 委任者(頼んだ方)が②の方と異なる場合は、委任者の住所氏名を記入してください。**

法人の第三者請求の場合は、所在地、法人名及び代表者氏名を記入し、社判と代表者印を押印してください。  
(押印の代わりに法人の登記事項証明書の提示でも可)

委任者	住所	<input type="checkbox"/> ①に同じ <input type="checkbox"/> ②に同じ	氏名	
-----	----	---	----	--

受付	
点検	
手数料	
領収	

◆記載や申出事項について偽り、またはその他不正の手段によって住民票の写し等の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条第2号) ◆不当な請求または個人のプライバシーの侵害等につながるような請求には応じられません。